



令和 4 年 1 1 月 2 8 日

消防総監による大型商業施設への火災予防視察について

商業施設などの不特定多数の人が集まる建物で火災等の災害が発生した場合には、建物構造が複雑なことや来店客の多くがパニック状態に陥りやすいことなどから、予想もつかない大規模災害に発展する危険性があるため、普段から 119 番通報、初期消火、避難誘導などの防火管理体制を確保しておく必要があります。

高島屋日本橋店本館は 1933 年（昭和 8 年）に開業し、2009 年（平成 21 年）には国の重要文化財に指定されるなど、日本橋のランドマークとして 90 年近くの歴史を誇る百貨店です。空気が乾燥し火災の発生しやすい季節となり、年末の繁忙期として商業施設には通常より多くの人を訪れることから、消防総監が自ら施設を火災予防の観点から視察し、店員の防火管理意識や消防設備、避難施設の維持管理状況、自衛消防隊の訓練状況などを確認することにより、施設における防火管理体制の強化を図ります。

なお、視察については感染防止対策を徹底した上で実施します。

1 実施日時

令和 4 年 1 2 月 5 日（月）8 時 30 分から 9 時 30 分まで

2 実施場所

高島屋日本橋店本館
（東京都中央区日本橋 2-4-1）

3 視察者

消防総監 清水 洋文（しみず ひろふみ）

4 視察時の確認事項

- (1) 売場等避難通路の管理状況
- (2) 防火設備、消防用設備の維持管理状況
- (3) 自衛消防隊の活動状況（訓練実施）

5 建物概要（本館）

- (1) 構造・階層
耐火造 地上 8 階 地下 3 階
- (2) 延べ面積、収容人員
82,033 m²、18,100 名



- (3) 用途
百貨店

6 その他

- (1) 取材を希望される社は、12月1日(木)12時00分までに広報課報道係までご連絡ください。
- (2) 当日は、日本橋高島屋本館1階駐車場の出入口付近にて7時50分から受付を行います。受付終了後、内部の撮影位置にご案内いたします。
- (3) 内部へご案内後、8時00分から取材に際するレクチャーを実施します。
- (4) 取材の際は、自社腕章を着用してください。
- (5) 駐車場の準備はありません。近隣のコインパーキング等をご利用ください。
- (6) 新型コロナウイルス感染症予防対策として、マスクの着用、テレビは1社3名以内、それ以外の社は1社1名とさせていただきます。ただし、テレビ以外の社のうち、スチールに加えムービーの撮影を希望する社は、2名まで取材可能とします。

問合せ先

[	東京消防庁(代) 電話 03-3212-2111
	査察課機動査察係 内線 4962・4969
	広報課報道係 内線 2345～2350
]	